

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

まずもって皆さんにご報告申し上げます。

皆さんの机の上に今回初めてペットボトルが上がっております。

これはこのとおり晴天続きのために健康管理上、非常に害が発生してくるということで水分を補給すると、先般議会運営委員会において、皆さんに飲んでいただいてゆっくり議論していただくということで、今回から皆さんの机に準備しておりますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和3年第4回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、6月10日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情の写しのとおりであります。陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情は産業教育常任委員会に、陳情第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情は総務福祉常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、1番、船水隆一君、2番、

栗山忠三君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長（小笠原憲昭君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を去る6月10日に開催をいたしました。

本定例会に係る案件は、報告2件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、補正予算3件、指定管理者の指定について1件、陳情2件となっており、定例会中の追加予定案件が2件あります。

したがって、議会運営委員会としましては、第1日、6月17日木曜日を初日本会議、終了後、議会運営委員会、第2日、6月18日金曜日は一般質問を行い、第3日と第4日は土曜日、日曜日のため休会、第5日、6月21日月曜日は各常任委員会、第6日、6月22日火曜日は事務整理等で休会、第7日、6月23日水曜日を最終日本会議として、会期を7日間とすることを提案いたします。

以上です。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月23日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は7日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第4回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします案件は、報告2件、議案として条例の制定及び一部改正2件、指定管理者の指定1件と補正予算3件の計8件であります。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、3月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

初めに、4月からの観光情勢についてご報告申し上げます。

今年の4月29日から5月5日までのゴールデンウィーク期間中の観光客数は、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大により、十和田湖主要宿泊施設の宿泊者数は1,896人で、コロナ禍の前の一昨年の5,451人と比べ約65.2%の減となっております。うち、外国人の宿泊者数は38人で、一昨年の336人と比べて88.7%の減となっております。

主要観光施設では、康楽館が962人で、一昨年の2,160人と比べて約55.5%の減、小坂鉦山事務所が888人で、一昨年の2,590人と比べて約65.7%の減、小坂鉄道レールパークが841人で、一昨年の3,622人と比べて76.8%の減となっております。

また、康楽館においては、全国的な新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により、5月から6月にかけての北海道を中心とした修学旅行が約70校9,300人のキャンセルとなっております。このような状況から、康楽館では例年5月、6月は修学旅行向けの常打芝居を実施しておりましたが、一般団体の予約もほぼないことから、急遽ではありますが、6月1日から6月30日の常打芝居を休演したいとの報告を受けました。7月以降については、夏休みを迎えることや、キャンセルとなった北海道からの修学旅行が秋に約50校4,100人の仮予約が入っている状況などから、今後の状況を判断しながら公演実施の可否を検討しているとのことであります。

次に、今年のアカシアまつりについてですが、新型コロナウイルス感染の収束に見通しが

つかないことから、実施委員会で2年連続の中止を決定しました。開催を楽しみにしておられました町民や関係各位におかれましては、大変残念な結果となってしまいました。新型コロナウイルス感染症の収束により、来年は盛大に開催されることを願っております。

このような状況から、今すぐに観光客の増加は見込まれませんが、アフターコロナを見据えて観光情報の発信や受入れ体制の整備には万全を期して、7月から始まる秋田県民を対象とした町独自の宿泊助成券発行事業や、先月に観光庁から採択となった縄文人が愛した縄文ワインで繋ぐ縄文ロマンとワインツーリズム実証事業などの取組により、十和田湖や明治百年通りへの観光誘客を図ってまいりたいと考えております。

次に、このたびの秋田ホーセ株式会社小坂工場の閉鎖についてのご報告を申し上げます。

秋田ホーセ株式会社小坂工場は、昭和60年8月21日に株式会社エドウィン小坂ジーンズとして三ツ森工業団地で操業を開始した秋田県の誘致企業であります。先月25日に、親会社である株式会社エドウィンの役員が役場に見えられ、新型コロナウイルス感染症の影響により国産ジーンズの需要が大きく落ち込み、今後も収益改善が見込めないことから、8月いっぱい小坂工場を閉鎖したいとの申出を受けました。操業開始から町の産業振興の一翼として、また町民の雇用の場としての貢献は多大なものでしたので、大変残念であります。5月末現在の小坂工場の社員は44名、うち小坂町在住者は18名と伺っております。町といたしましても、緊急雇用対策本部を開催し、ハローワークや県とも連携しながら再就職等への支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、本日配付の令和2年度各会計の決算見込みについてご報告申し上げます。

去る5月31日をもちまして、令和2年度各会計の出納を閉鎖いたしましたので、決算見込みについてご報告申し上げます。

令和2年度は第5次小坂町総合計画の最終年に当たり、6つの基本目標の下、「“ひと”と“まち”が輝く 躍動する小坂」の実現に向けて、重点プロジェクトをはじめとした各施策に取り組みました。移住定住促進奨励事業、保育料の無料化、高校生までの医療費無料化、十和田湖和井内エリア整備、学校授業用タブレット端末等購入、小坂小学校整備、町道改良、下水道整備など、積極的に施策を展開したほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ対策、地域経済や住民生活を守る支援策について、万全を期してまいりました。

財政運営では、一般会計において、町税は8億7,850万9,000円で、対前年度比1億8,560万6,000円、26.8%の増、普通交付税交付額は17億6,624万6,000円で、対前年度比5,858万8,000円、3.4%の増、普通交付税の代替えでもある臨時財政対策債発行額は、8,820万

7,000円で、対前年度比316万8,000円、3.5%の減となり、この2つを合わせた実質的な普通交付税では、対前年度比5,542万円、3.1%の増となりました。

また、特別交付税は3億3,467万2,000円で、対前年度比2,444万1,000円、6.8%の減となりました。町税、交付税ともに増となり、実質収支においては1億円を超える黒字決算の見込みとなりました。

さらに、決算見込みにおいて剰余金を確保することができましたので、機動的な施策推進の財源として、財政調整基金と減債基金をそれぞれ積み増したことから、令和2年度末の両基金を合わせた残高は、昨年度末より241万3,000円多い14億7,227万円となったほか、新たに公共施設等総合管理基金を新設し、2億円を積み立ていたしました。

この1年は、安定的な財政運営の堅持に努めながらも、「住んでいてよかった町、行ってみたい町、住んでみたい町」と思われるまちづくりに、積極的に取り組んでまいりました。子育て支援のさらなる充実、移住定住促進奨励事業、上下水道や道路、橋などの生活基盤の新たな整備や改良、また、十和田湖和井内エリアの整備といった、今後の町の発展に大きく寄与する取組ができたと思っております。

議員各位におかれましては、予算執行のみならず、行財政全般にわたるご指導、ご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

それでは、各会計の決算見込みの概数をご報告いたします。

一般会計は、令和元年度繰越明許費として議決をいただきました2件を含む予算額58億976万7,000円に対し、収入56億9,740万9,000円、支出55億5,041万8,000円で、差引き1億4,699万1,000円の繰越予定ですが、このうち3,806万円が令和3年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は1億893万1,000円の黒字決算の見込みとなりました。

国民健康保険特別会計は、予算額5億9,140万4,000円に対し、収入5億9,584万円、支出5億7,371万6,000円で、差引き2,212万4,000円の黒字決算の見込みとなりました。

後期高齢者医療特別会計は、予算額8,179万2,000円に対し、歳入8,157万9,000円、支出8,155万2,000円で、差引き2万7,000円の黒字決算の見込みとなりました。

介護保険特別会計であります。介護事業勘定は、予算額8億1,327万4,000円に対し、収入8億1,015万7,000円、歳出8億667万9,000円で、差引き347万8,000円の黒字決算の見込みとなりました。介護サービス事業勘定は、予算額303万7,000円に対し、歳入歳出とも257万5,000円で、差引き額ゼロであります。

歯科診療所特別会計は、予算額5,887万円に対し、歳入歳出とも5,831万7,000円で、差引

き額ゼロとなりました。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、予算額497万3,000円に対し、歳入歳出とも496万3,000円で、差引き額ゼロであります。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、予算額248万5,000円に対し、歳入歳出とも248万4,000円で、差引き額ゼロであります。

下水道事業特別会計は、令和元年度繰越明許費として議決をいただきました2件を含む予算額3億4,130万4,000円に対し、歳入3億3,758万7,000円、歳出3億3,753万3,000円で、差引き5万4,000円の繰越予定であります。このうち2万7,000円が令和3年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、2万7,000円の黒字決算の見込みとなりました。

小坂財産区特別会計は、予算額439万4,000円に対し、歳入439万6,000円、歳出270万5,000円で、差引き169万1,000円の黒字決算の見込みとなりました。

続いて、水道事業会計であります。

収益的収支では、収入2億5,782万7,000円、支出2億5,057万9,000円で、差引き724万8,000円となり、純利益は476万3,000円となりました。

資本的収支では、収入5,435万9,000円、支出1億8,150万4,000円で、差引き1億2,714万5,000円の不足となりましたが、この不足額は現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補填しております。

以上、誠に簡単ではありますが、令和2年度各会計の決算見込みについてご報告させていただきました。詳細につきましては、監査委員の決算審査を受けた後、9月定例議会に決算審査意見書とともに各資料を提出し、ご審議いただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、6月定例議会の町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校及び中学校の5月1日確定日における、令和3年度の児童生徒数と学級数が確定いたしましたので、ご報告申し上げます。

児童生徒数は、小坂小学校が前年度同日と比較して11人減の152人、小坂中学校は4人増の87人となり、小・中学校を合わせると239人となりました。

また、小坂小学校の学級数につきましては、普通学級が6学級、特別支援学級が2学級で、どちらも前年度と同数で合わせて8学級となりました。

小坂中学校は、普通学級が3学級、特別支援学級が2学級で、どちらも前年度と同数で合わせて5学級となっております。

次に、鹿角小学校陸上競技大会における児童の活躍について、ご報告申し上げます。

昨年度は新型コロナウイルス感染症のため中止となりましたが、感染予防対策を実施し、5月22日、第48回鹿角小学校陸上競技大会が開催されました。

5年女子800mで澤田理央さんが大会新記録で優勝。6年女子では走り幅跳びとジャベリックボール投げの2種目の合計で競われるコンバインドBで小野寺爽さんが2位になるなど入賞者を出し、日頃の練習の成果を発揮してくれました。

今後とも、学校・家庭と連携し、新型コロナウイルス感染症予防対策を実施しながら、児童・生徒の運動能力、体力向上に取り組んでまいります。

次に、十和田湖山開きについてご報告申し上げます。

6月6日、好天に恵まれ、55回目となる十和田湖山開きが行われました。昨年は新型コロナウイルス感染症のため、やむなく神事のみとなりましたが、今年度は規模を縮小し、初級者向けコースのみで、参加者は町民限定とし実施いたしました。

参加者17名が感染予防対策をしながら、観光案内人協議会や野外活動クラブ、スポーツ推進委員会の方々の引率で、新緑の外輪山登山や湖畔の風景を楽しみ、大川岱到着後、樹恩の鐘の下で神事を行い、今シーズンの安全を祈願いたしました。

今年度は1コースのみとなりましたが、小学生から高齢者まで幅広い世代が国立公園である十和田湖に向け歩き、集う十和田湖山開きは、健康づくりや世代間の交流、自然に触れる機会として大きな意義がある事業と捉えておりますので、今後も多くの町民に参加していただけるよう、取り組んでまいります。

次に、小坂七夕祭についてご報告申し上げます。

町の夏の風物詩となっております小坂七夕祭ですが、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

今年度につきましては、昨年12月より関係者へご意見を伺いながら、七夕祭実行委員会、七夕祭振興会で協議を重ねてまいり、いまだ感染の収束は見えない状況ですが、県の感染警戒レベル、町の状況を鑑み、8月8日に開催することといたしました。

実施内容につきましては、山車の製作段階から感染予防対策をしっかりと行い、町内運行は

実施せず、8日の夜に展示のみで開催することとしております。

今後の感染状況次第では中止の可能性もありますが、コロナ禍で不自由な生活を強いられている中、町の伝統行事を継承し、小坂町の皆さんに少しでも明るい話題をお届けできればと思っております。

以上で、6月定例議会の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） すみません、ちょっと時間いただきます。

先ほど、町長の町政報告の中で、令和2年度の各会計の決算見込みについて、一般会計から介護保険特別会計の部分で、一部歳入歳出と申し上げるところを、収入支出という表現で述べておりました。歳入歳出の誤りでありますので、訂正させていただきます。

○議長（目時重雄君） これで、町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第4、報告第2号 令和2年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させます。

〔職員計算書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第2号 令和2年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

繰越明許を行った場合、地方自治法施行令第146条に基づき、実際に繰り越した額及びその財源内訳について、翌年度の5月31日までに繰越明許費繰越計算書を調製し、次の議会の本会議に報告を要することになっております。

今回ご報告申し上げますのは、令和2年度小坂町一般会計補正予算（第10号）、（第11号）、（第12号）及び（第13号）で繰越明許措置をした8件の事業費とその財源内訳を調製した繰越計算書であります。

3款民生費、1項社会福祉費の老人憩の家「あかしや荘」改修工事設計委託250万円は、年度内の完了が見込めないことから、全額繰り越したものであります。

6款農林水産業費、1項農業費の元気な中山間農業応援事業865万2,000円は、コロナ禍による影響で機械の納品が遅れたことにより、事業費の一部を繰り越したものであります。雪害対策緊急支援事業349万2,000円は、年度内の完了が見込めないことから全額繰り越したものであります。

8款土木費、2項道路橋りょう費の町道上小坂2号線道路改良事業2,210万円は、国の補正予算で措置された交付金の決定が3月となったことから、事業費全額を繰り越したものであります。十和田湖和井内エリア整備事業1億1,305万円は、国の補正予算で措置された交付金の決定が3月になったことと、無電柱化事業を翌年度に繰り延べたことから、事業費の一部を繰り越したものです。

9款1項消防費の防災情報システム整備事業4,280万円は、デジタル化する防災行政無線の部品供給が遅れたことにより、年度内の完成が困難となったことから、事業費全額を繰り越したものであります。

10款教育費、2項小学校費の小坂小学校空調設備整備事業2,356万3,000円は、国の補正予算で措置された交付金の決定が3月になったことから、事業費全額を繰り越したものです。

同じく、5項保健体育費の屋内温水プール設備補修事業350万円は、設備の納品に日数を要し年度内完成が困難となったことから、事業費全額を繰り越したものです。

翌年度へ繰り越した事業費は、総額で2億1,965万7,000円となっております。

財源内訳は、未収入特定財源として国県支出金1億289万7,000円、地方債7,870万円、一般財源として3,806万円となっております。

以上、簡単であります。ご報告いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号 令和2年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第5、報告第3号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させます。

[職員計算書朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 報告第3号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

今回ご報告申し上げますのは、令和2年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）で繰越明許措置をした米代川流域下水道鹿角処理区建設事業の1件であります。

米代川流域下水道鹿角処理区建設事業は、県営事業に係る負担金で、繰越額は282万7,000円となっており、その財源内訳は、未収入特定財源として地方債280万円、一般財源として2万7,000円となっております。

以上、誠に簡単であります。報告といたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第55号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第55号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、地方税の延滞金に係る割合の名称を「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改めるなど、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 詳細につきましては、ご説明いたします。

議案第55号の議案をご覧ください。

さきほど町長から提案理由で説明がありましたように、本条例案は、地方税法等の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

本条例の関係条例につきましては、第1条、諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例、第2条、小坂町後期高齢者医療に関する条例、第3条、小坂町農業振興資金貸付条例、第4条、小坂町民宿施設整備資金貸付条例、第5条、小坂町消費者団体育成資金貸付条例、第6条、小坂都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の6条例でございます。

次に、議案審議の参考1ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条の改正につきまして、ご説明いたします。

地方税法等の一部が改正され、地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが行われましたことから、延滞金の割合の名称を「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改めるなどの改正を行うものでございます。

なお、第2条から第6条につきましても、同様の改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第56号 十和田ふるさとセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第56号 十和田ふるさとセンター条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、十和田ふるさとセンターの使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制を導入するほか、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 詳細につきまして、説明させていただきます。

十和田ふるさとセンターの利用に使用料を導入する条例改正につきましては、今までふだんあまり使用されていなかった2階の部屋などを町または指定管理者がワーケーションなどを希望する団体等に貸し部屋として使用させるために、条例の一部に使用料に関する部分を加えて、条例を整備するものです。

なお、使用料の金額はあくまでも上限額を設定しております。

もう一つは、十和田ふるさとセンター所在地の地番の訂正についてであります。このたびの条例整備に伴い、条例の内容をすべて確認したところ、条例に記載されている地番が実際の地番でないことが判明いたしました。ふるさとセンター建設当時の資料を調べてみましたが、地番が間違っていた原因は不明であります。長い期間、間違った地番を条例に記載しておりましたことについては、おわび申し上げたいと思います。

議案審議の参考5ページ、6ページをご覧になっていただきたいと思います。

第2条は地番変更の件でございます。第3条から第8条までは使用料の徴収を加えた文となっております。第9条及び第13条から第17条までは利用料金を指定管理者に収受させることを加えた文となっております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小笠原議員。

○9番（小笠原憲昭君） 少し教えていただきたいと思いますが、施設使用料の設定に当たっては、高いのではないかというふうな気もしないわけではありませんけれども、この料金設定の額を決めた根拠を教えていただきたい。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 十和田湖に類似施設の使用料というふうなところはちょっと見当たりませんでしたので、まず類似にはちょっとならないかもしれませんが、鉱山事務所の3階の企画展示室、こちらのほうはたしか1日借りることで、たしか3,000円台だと思いましたが。そういうのを考慮しながら、ふるさとセンターにおいては、これ1日上限額となっておりますので、そちらのほうには全て電気料とか冷暖房とかそちらのほう全て含まれております。また、鉱山事務所に関しては、先ほど1日3,000円幾らと言いましたけれども、営業行為になれば、約5倍というふうなことになるんですけども、ふるさとセンターのほうに関しては、特に営業、非営業かわらず、この金額ということで設定しており

ます関係上、それほど高くはないのかなというふうな判断で設定させていただきました。

以上です。

○議長（目時重雄君） 9番、小笠原議員。

○9番（小笠原憲昭君） それから、使用されるに当たっては、先ほどワーケーションの活用というふうな言葉もございましたが、私、このワーケーションという言葉、あまりよく理解しておりませんが、どういう内容なのか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 簡単に言いますと、ワーク、働くと、長期間の休み、夏休みとか。つまり、例えば東京の方が夏休みを利用して休みながらその場所で、避暑地などで働くと、そういうふうな意味と理解しております。

○議長（目時重雄君） 9番、小笠原議員。

○9番（小笠原憲昭君） 今まで長く使われておらない施設が有効に活用されるということは、大変好ましいことだとは思いますが。西湖畔にとっての活性化にもつながっていくだろうというふうに思いますし。

ただ、14条で利用料金の承認については、別表はあくまでも上限だと、こういう表現になっていますから、これを指定管理された方が、やはりこれでは非常に事業を進めるのには容易でないと、当然料金の改定に当たっては、この14条を見れば、町長から承認をいただかなければいけない。つまりは町と十分協議をしながら、この料金というのは設定していくのだと、こういう条項がございますから、そういうご相談があったときには、柔軟な対応も必要だろうというふうに思います。

そこで注文をつけたいことは、町長がそれを許可した場合には、当然議会にも、そういうことだということはしかるべく説明をしていただきたいと思います。こちらから聞かないと今までは教えていただけないということが多々ありますので、ぜひ、こういうふうなことをこういう指定管理がやってきてこういう状況であると。で、料金についても、こういう相談があったと。そこで町としてはるる検討した結果、こういうことにしたと、する、したいと思うというふうなことは、当然議会にも都度報告をしていただきたいと思います。副町長さん、いかがですか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） ご指名ですので、私から答弁させていただきます。

そういった案件につきましては、やはり議会との情報交換が必要だというふうな認識に至

った場合は、速やかに相談、報告させていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第56号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第57号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第57号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、十和田ふるさとセンターの指定管理者を指定するものであります。

十和田ふるさとセンターは、十和田湖西湖畔大川岱地区の観光拠点として、町の観光情報の発信をするとともに、観光客との交流を推進し、町民の福祉の向上と地域の活性化に資することを目的に設置されているものであります。

指定管理の申請については、公募により昨年12月25日まで受付いたしましたが応募がなく、今年4月30日までに再度公募を行ったところ、十和田湖西湖岸地域開発合同会社の1団体から申請がありました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を5月24日に開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等について説明、質疑応答等を行い、その後、選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である十和田湖西湖岸地域開発合同会社は、商品開発・イベント企画等を営む秋田市出身で七滝活性化拠点センターへ入居しているHarmonize佐藤宏美さん、山林事業を営む鹿角市の株式会社西村林業代表取締役西村公一さん、鹿角市ふるさと納税を受託し推進していたソウボックス代表川又伸文さん、音楽クリエイターで大館市にお住まいの日景健貴さんの4人で今年4月に設立した合同会社であります。

それぞれの専門知識を活かし、十和田湖西湖岸地域の開発に貢献したいということであり、設立間もなく実績はありませんが、今後約3年間の提案内容は充分基準を満たしていると判断し、十和田湖西湖岸地域開発合同会社を指定管理者候補者に選定することに決定いたしました。

指定管理期間は、令和3年7月1日から令和6年3月31日までの2年9か月間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、管理運営を行うこととなります。

以上、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第57号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第58号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第58号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額43億1,238万7,000円に、歳入歳出それぞれ2,758万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億3,997万3,000円にしようとするものであります。

歳出補正予算の主なものとして、3款民生費ではひとり親世帯以外を対象とした低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業に関する経費を、4款衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種対策に関する経費を、6款農林水産業費ではワイン試飲直売所を整備するワインツアーリズム推進簡易型試飲直売所整備事業と高寺山環境整備に関する経費を、7款商工費では十和田ふるさとセンターの指定管理料を、10款教育費では小坂小・中学校の新型コロナウイルス感染対策消耗品等購入に関する経費をそれぞれ計上しております。

また、職員の人事異動及び会計年度任用職員の任用等に伴う人件費等の調整も行っております。

歳入においては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費等、各事業に係る国県支出金を調整したほか、歳入歳出補正予算において不足する一般財源1,105万4,000円を繰越金で措置しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 一般会計補正予算（第2号）の詳細について説明いたします。

歳出から説明しますので、8ページをお開きください。

あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明いたします。

1款1項1目議会費は、人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事異動及び会計年度任用職員の任用確定等に伴う人件費の調整により、1,125万6,000円の減額となりました。

この目において、人件費が大幅な減額となった主な要因は、当初予算では新規採用職員2人分、新規再任用職員2人分と、令和2年度末で他団体への派遣が終了した職員2人分の人件費をこの目に措置しておりましたが、5月の職員配置によりそれぞれの目に振り分けたことによりです。

8節旅費の費用弁償は、会計年度任用職員の通勤費の不足分を追加しております。

人件費の調整につきましては、以下の款においても同様の調整をしておりますので、説明は省略いたします。

今回の一般会計の補正では、全体で人件費が691万8,000円の増となっています。

7目基金費は、ふるさと納税の返礼品取扱業者との連絡・調整や商品開発等の業務を一括で委託するための経費として91万8,000円計上しています。

9目町史編さん費の17節備品購入費は、明治32年に発刊された小坂鉦山に関する写真帳を購入するための図書費です。

9ページに移ります。

3項1目戸籍住民基本台帳費の財源内訳欄の国県支出金7万5,000円は、個人番号カード交付事業費国庫補助金です。

3款民生費、1項社会福祉費、5目障害者福祉費の19節扶助費は、更生医療受給者の生活保護受給開始に伴い、健康保険適用外となり給付費が増えることから、その費用として495万円を措置しています。

財源内訳欄の国県支出金371万3,000円は、事業費2分の1相当額の更生医療国庫負担金247万5,000円と4分の1相当額の県負担金123万8,000円です。

7目介護保険費は、介護保険特別会計保険事業勘定分での人件費の調整により、減額しております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、子育て世帯臨時特別給付金国庫支出金返還金令和2年度事業精算に伴う事務費分返還金です。

3目低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付費は、新型コロナウイルス感染症拡大により収入減などの影響を受けた、ひとり親世帯を除く低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人当たり5万円の給付金を支給するもので、事業の事務費及び交付金267万8,000円を計上しました。

財源内訳欄の国県支出金267万8,000円は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化に係る国庫補助金です。

10ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目予防費の業務委託料は、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種を7月末までに完了させるための取組として、土曜日の接種に対して時間外加算する分472万3,000円と、新型コロナウイルスワクチン接種記録を健康かるてと連携させるための費用96万8,000円を計上しました。

財源内訳欄の国県支出金569万1,000円は、新型コロナワクチン接種対策費472万3,000円と新型コロナワクチン接種体制確保事業分96万8,000円です。

11ページに移りまして、6款農林水産業費、1項農業費、8目グリーンツーリズム推進費は、小坂まちづくり株式会社が国税庁所管で補助率2分の1の酒類業構造転換支援事業を使って実施する、簡易型試飲直売所整備事業に対して補助対象事業費の2分の1を町が補助するものです。

2項林業費、1目林業振興費は、町民憩いの森である高寺山を気軽に森林と触れ合える場として整備するため、枝払いなどの修景施業や老朽化したベンチ等の補修を行う整備事業費として328万5,000円を計上しました。

財源内訳欄の国県支出金328万5,000円は、森や木とのふれあい空間整備事業県補助金です。

7款1項商工費、2目商工振興費は、地域応援商品券事業を申請方式で行うこととし、申請書発送等に係る事務経費として10節需用費12万7,000円、11節役務費38万7,000円をそれぞれ追加しています。

財源内訳欄の国県支出金51万4,000円は、住民税非課税世帯等商品券発行事業県補助金です。

3目観光費の12節委託料は、十和田ふるさとセンターの指定管理委託料です。

12ページは全て人件費関係ですので、13ページに移ってください。

10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費のそれぞれ1目学校管理費は、10節需用費及び17節備品購入費に、新型コロナウイルス感染症対策消耗品と衛生用器具の購入費用を計上しました。

財源内訳欄の国県支出金31万8,000円と25万8,000円は、学校保健特別対策事業費国庫補助金です。

4項社会教育費、4目社会教育施設管理費の10節修繕料は、七滝コミュニティセンターの浴室給湯器の修繕費を措置しました。

続きまして、歳入で措置した一般財源について説明しますので、7ページにお戻りください。

今回の補正予算において不足する一般財源は、19款繰越金に1,105万4,000円を計上して収支の調整を図っております。

なお、先ほどの町政報告にありましたように、令和2年度一般会計における実質収支額は

1億893万1,000円であります。今回補正後の繰越金は既決予算額と合わせて6,105万4,000円となり、留保財源は4,787万7,000円となります。

以上で、一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第58号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第59号 令和3年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第59号 令和3年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも76万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,666万8,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金事務事業に、76万8,000円を増額しております。

歳入につきましては、傷病手当金事業に係る特別調整交付金を76万8,000円増額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第59号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第60号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第60号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも430万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,691万6,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、人事異動に伴い、職員人件費として430万5,000円を減額しております。

歳入につきましては、一般会計からの職員給与費等繰入金を430万5,000円減額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第60号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は、6月18日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午前11時19分